平成２２年（フ）第７４３号
横浜市磯子区杉田３丁目12番Ａ―209号
債務者　石塚　直忠
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５７号
横浜市鶴見区生麦１丁目８番９号　ハイツウィート201
債務者　西沢　園子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６９号
横浜市保土ケ谷区月見台46番27号　コスモスタンザ103号
債務者　古川あゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３１号
横浜市緑区鴨居２丁目17番10号　コーポ岩本203号
債務者　高田　　茂
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３２号
横浜市緑区鴨居２丁目17番10号　コーポ岩本203号
債務者　高田　智可（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８６号
横浜市都筑区佐江戸町290番地１　リバーサイド岡本１―303
債務者　中里　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９９号
横浜市青葉区あざみ野４丁目14番地１　第２えびすビル303
債務者　戸澤　恭子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９１号
神奈川県鎌倉市今泉２丁目14番１号
債務者　長岡　信弘
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７７号
愛知県豊田市市木町１丁目21番地５　スマイルタウンＡ201号
債務者　桜木　輝彦
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７８６号
神奈川県海老名市東柏ケ谷６丁目17番30号
債務者　小野村里美
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４７号
神奈川県藤沢市獺郷684番地　獺郷ドミール21―101号室
債務者　矢代　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０２号
神奈川県鎌倉市台５丁目10番44号　ピュアハイツⅠ―202
債務者　吉原　敬子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９号
石川県羽咋市酒井町そ85番地３
債務者　沼倉　　登（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第２７８号
北海道帯広市西５条南34丁目78番地
債務者　石川　艶子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
北海道帯広市西19条南４丁目１番17号、破産・免責申立時の住所北海道広尾郡大樹町寿通２丁目57番地
債務者　中上　　仁
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係